

## 議会運営委員会会議録

平成13年11月27日午前9時00分から委員会室で開かれた。

### 1. 出席委員

◎森河 昌之      ○萬里川美代子      野呂 民平  
    西谷 剛周      木田 守彦      小野議長  
欠席委員 中西 和夫 松村 健一

### 2. 理事者出席者

総務部長 植村 哲男

### 3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子      同係長 上埜 幸弘

### 4. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会（午前9時00分）

委員長 本日は中西委員と松村委員が欠席という報告をいただいております。  
まず議長よりあいさつをいただきます。

議長 あいさつ

委員長 署名委員 野呂委員、西谷委員

委員長 協議事項といたしまして、平成13年第5回斑鳩町議会定例会についてということで、会期の日程についてはお配りしております日程表のとおりであります。

次に、付議予定議案について部長より説明をいただきたいと思っております。

総務部長 （付議予定議案の説明）

委員長 説明が終わりましたが、これについてご意見があればお聞きいたします。

議長 先ほど総務部長から人事案件、諮問で人権擁護委員さんの推薦ということで説明がありました。部長の方で照会ということで連絡は担当課の方から受けておりました。今まででしたら、先例と慣行という中に人事案件については、町長の諮問を受けて議会の地区別の議員により選考されたものが町長に推薦するというふうになっておりますが、担当の方から地域の議員さんにも声をかけておいてくれという話もありましたが、人権擁護委員さんについては7名おられまして、今回選ばせていただく地域ということが限定しにくかったし、議員が選考しているという感じ



員会で付託されておりました。私たちの理解では補正が伴うもの、公用車の関係で総務常任委員会に付託されていると理解をいたしておりました。

委員長 厚生にするか総務にするか皆さんの判断をいただきたい。

野呂委員 ごみ収集車ということでであれば、厚生で報告してもらって、後は最終的に総務にかかってくるから、意見についてごみ収集車ということで、厚生委員さんの納得がより得られるのであればこの際変えてもいいのではないかと思う。

西谷委員 結局事故が起こることについては、厚生委員会で事故を起こさないように対策を考えてもらった場合、厚生でやってもらった方がいい。

木田委員 やはり担当の常任委員会で報告されて、それを補正予算を組むということで総務委員会でそれをやってもらうという形でいいと思う。

萬里川委員 今までのやり方でやっていただいたらいいと思う。

委員長 厚生でも報告事項で報告いただいているということですので、そこで若干の審査もしていただいていると思いますので、今まで通り総務委員会でしていただきたいと思います。

委員長 その他、要望書の取り扱いということで1件出ております。これについては憲法を守り、奈良県民のくらしと医療・福祉、教育の充実、営業と農業を守り、切実な要求実現を求める要望書が出ております。これ

は議長に審査の前にお諮りいたしましたら、配布でとどめておきたいというように聞いておりますが、みなさんどうでございますか。配布でよろしいですか。

( 委員了承 )

委員長 そうしたら、要望書の取り扱いについては配布ということで、議長におとり諮っていただきます。

次に、定例会提出予定の付議予定議案を各委員会へ報告することについてということですが、これは私の方からどちらでもいいのですが、先に委員会でやるより、議運で付託先を決めていくのが本来の姿だと思いましたが、先に委員会で議案があがっております。先に議運で予定議案を決めるのかどうかということです。これをみなさんにお聞きしていこうと思うのですが、今まで通りでよろしいですか。

西谷委員 追認しているような感じになるのですが、従来通りでいいと思う。

委員長 そうしましたら、従来通り各委員会で予定の案件を出していただくということで、確認を取っておきたいと思えます。

次に、長期欠席の取り扱いについてということでもあります。これは松村議員さんの件ですが、これは本人から説明があり欠席届が出ておりますが、医者診断書が出ていないということについて、議運で諮っておきたいと思えます。

議長 本人さんからの欠席届ということで、診断書までは私の方から要求はしておりません。といいますのは、診断書を添付して出せとか、欠席届云々についても、1日とか短期間での欠席の場合は口答でもいいようになっておまして、今回松村議員については長期にわたるような感じで

したので、一応欠席と届けという形で出してくださいと、そのとき奥さんも診断書も添付しましょうかというような話もあったことは事実なんですけど、そこまでは結構ですと、前回もいただいておりません。今回も欠席届の取り扱いについてということで挙げていただいていますが、診断書のことは分からなかったのを調べておりませんが、診断書を添付しなければならないというような決めはないように思います。局長どうですか。

事務局長　私が調べました範囲では診断書添付というのは挙げられておりません。欠席届けに理由を付してというふうに書かれておりましたので、こちらの方で様式を定めて、先ほど議長が申されましたように書かれておりましたので、それを議長へ提出したということでございます。

萬里川委員　これは広域圏なりに調べていただきたいのですが、私は王寺しか確認取れなかったのですが、欠席が何日であろうが病気とか怪我で診断書は必ず付けていただいていると、そこは厳しいところみたいですが、要するに閉会中であれ、どこどこに旅行するという形でもきちっと何日から何日まで町を離れるということで、議長宛に文書で通知される。先ほど言いました診断書に係わっては何日であろうがきちっと診断書を添えて議長宛に提出していただけるということをお願いしておるのです。これは斑鳩町はそのまま来たと思うのですが、やはりこういう長期欠席という場合においてもおこななくても診断書を出すべきではなかったのかなと思いますし、そういう理由がはっきりしていない中で、本人に任せるといふことに関しては、悪い状況でないにしても診断書は付けてもらいたいと思います。

王寺町は相当前から診断書を添付をお願いしているということをお願いしております。これを今から変えないと診断書を出していただけないということであれば、変えていかないといけないのではないかと。他のところ

調べられたら教えていただきたいのですが。

野呂委員　うちも内規集を作っていますが、この面については欠けていたと思う。長期欠席は初めて出たケースなので、ちゃんとしなければいけないと思う。そうなってくるとどの程度を長期欠席というのか、また診断書を取るのに1通5000円くらいかかるのと違うかな。1日欠席するのに診断書が必要かどうかは疑問がありますが、たとえば見舞いを行っている規程の2週間とかそういう長期欠席の場合は診断書はきちっと取るとか、そういう研究の余地がある。それと休会中はどういう扱いをするのかということですね。休会中にいわゆる病気で入院しても診断書を出さないといけないのか。ということになると私は必ずしもそうでないと思う。そのことは届けなければならぬと思うけれど、休会中に斑鳩町を長期に離れるときに、短期でもいずれにしても事務局が連絡が取れるような形にしておかないといけないと思う。だからその辺の他の市町村の例を当委員会として調査して、資料を集めて、どういう内規を作るのが一番適当か早急に案を作って、全協にも諮って決めていくということにしたらいと思う。

一番今急かれるのは松村さんの12月議会を欠席するという。これは確実に長期なので、その分については対町民との議会の公職というものがありますので、その辺については、先にその扱いについては診断書をいただいでおく措置をしておく方が町民には納得えられやすいように思います。

木田委員　病欠については何も決められていないですね。ですからそういう資料でも集めて考えていったらいいと思う。

西谷委員　できるだけ原因をはっきりするために診断書を付ける方がいいと思う。

。

委員長 先ほどの萬里川委員の質問に対して局長から。

事務局長 申し訳ございません。近隣の市町村について調査をいたしております。今日の結果をもって動いていきたいというふうに考えております。

委員長 これから検討する余地はあると思う。議長から診断書を出してくれということと言えるのかな。その点どうですか。

議長 今の話の中で、松村議員のことについては、内規はそういうことがないにしても取っておくべきだという決定みたいなことで話が進んでありますが、そしたら果たして議長としてどのように説明したらいいのかなと、松村議員については長期という判断はありますし、今から検討していきますが診断書を添付してください。ということが今の時点で言えるかどうか心配しているのです。まずもって内規をきちっと決めてもらわないと。内規によると理由を付してやから、それは本人さんから私に来ているのだから、診断書は必要がないと思うのですが。

議長として、今日の議運でそういう意見が出て、議運の総意やからということ、ちょっとやりにくいかなと思います。

萬里川委員 この欠席の内容を見ますと、血圧の異常と腎肝機能を中心とした体力の減衰のためという理由を書かれているわけですね。血圧の異常というのはどこまでの異常かということは私らは分からないわけです。私らが風邪をひいたりしたら、腎臓肝臓の体力減衰ということがあります。私はこの内容はそれぞれの関わりでやっぱり上限はあるものの、風邪をひきながらいろいろな状況の中で出てこられて、がんばってこられている方が多いわけです。私は、9月度議会、12月度議会、要するに病院の先生の診断書が出していただければというのは、12月いっぱいまで療

養しなさい。来年からは働きますよという思いで聞かせていただいているのかどうか、結局はこういう自分で出す診断書、欠席届に応じて来年もやっぱりあきませんでしたと、そして3月度の定例会まで欠席しますという傾向にならないのかなというふうに思うのです。これはやはり診断書を自分で出していいのであれば、この診断内容で3月度の定例会も同じように血圧の異常と腎臓肝臓の体力減衰のために欠席いたしますという理由が通って、お休みになられるということにもなろうかなと思う。私は当然でられない状況だというのはお察ししますけれど、そこに期限が、何日間療養しないといけないと、だから出れませんという理由が明確になった方が、私たちは住民の方から聞かれてもこういう状況で診断書が出ておりますと、だから療養されているのでというふうに私たち答えられるのです。一方住民の方に私自身がはっきり答えられない中で、家でリハビリされているのかとか、入院されているように聞くとか、政治生命があかんように聞くとか、だからはっきりされてとしない中ではおかしいのではないという意見が出ているから、一人一人の議員もやっぱり答えられる意味で、それを住民から聞かれたときにその日まで療養しなくてははいけませんと聞いていると、診断書が出ていると、だからその後は大丈夫だと思いますよといってあげられるということから出された方がご本人のためにもいいのかなと思います。

だから内規がないからこのままでいいとしても、そしたら12月中に内規をつくって診断書を出せるようお願いをするために、委員長にこの内規をこの12月の議会中においてお願いしたいと要望しておきます。

木田委員

長期欠席というその日数をどこまでのところを長期というのか、それが決まっていなかったら、長期と決めつけてしまうことはできないと思う。休会中でしたら、1ヶ月入院されても何も分からないわけです。本会議中なら欠席届を出してこられるけれど、そういうところもこの中でははっきりしませんので、あまり早急にとということになしにじっくりと

考えていかなければいけない。

野呂委員

議員というのは選挙されて、しかも住民から付託を受けて町政に参画して、住民に奉仕するという役割を担って当選しているわけです。そうすると、3月議会があり、6月議会があり、9月議会があり、12月議会がありと、そういう定例会については出席というのは義務化されていますね。それに出席が病気とかで1日2日欠席するというのであれば町民は納得すると思うのですが、定例会を全休するとなると相当の理由がないとご理解いただけないと思う。というのは全休しても給料は支給されるわけです。そういう点で住民は議員とは何かと、普通の会社やったら休んだら6割になるやないかと、住民は一般の水準で考えますね。そういった点について議会としてもきちっと住民に対して説明が出来るようなことはしておかなければならないと思う。

そういう意味で、慎重に他の事例も含めて調査していろいろなことについて扱いをどうするかということについて内規を作成するということだと思う。

今議長が言われた今回の場合については内規はまだ変えていないから、診断書を出せということは出来ないと思う。たださっき議長が言っておられたのは、診断書を添付しましょうかということ当初奥さんが言っていたというような好意的な意向があるのであれば、そしてご協力がいただけるのであれば内規は変えていないけれどもいただいてもいいのではないかと考えています。

議長

1つ疑問があるのは本人から理由を付けているということと、医師の診断書がなぜ必要なのかなと思うのです。

確かに先ほど奥さんから診断書を付けましょうかという発言をしました。実際は要りますかという問い合わせだったのです。だけど私はみなさんの前で松村さんが気を使っておられるという意味で、あえて診断書

を付けましようかとおっしゃってますという発言をしたのですが、野呂委員さんがおっしゃっているように要りますかという質問だったと思うのです。その時点で、私はそこまでの内規はありませんので結構ですと言ったのです。正確に申し上げておきます。誤解を生んでしまったら困りますのでその点だけご了解お願いします。

野呂委員 私の発言も正確なものでなかったので取り消しておきます。

議長 先ほどから意見を聞かせていただいておりますが、その中で萬里川委員の住民に理解を求めるのに診断書がなかったらおかしいやないかというのも、そういう考え方が出来るかもしれませんが、先ほど野呂委員がおっしゃっている一般の会社だったらカットになるという報酬の件については条例できちっと決めておりますので、聞かせてもらっている中では、1年を通じ全く職務に従事しないものに対してはとなっておりますので、長期というのは1年にとということになるのかなと思いますし、私どもは住民の付託を受けてこの今の議員として議員活動をしてそれに対する報酬をいただいております。会社の仕事を長期で休んでいるのとはまた異にするのかなと思っております。それと住民に対して長期に休んでいるそのことについて、議会として申し開き説明が出来ないからという話の中では、私はそこまで議会はする必要がないのではないかと思います。一見冷たいように思いますけれど、議員というのはそのときの選挙で支持者の力を借りて議会へ出てきていますし、その方が病気で、血圧の異常・・・これは以前に、規律性低血圧という診断ということで聞いております。今回は血圧の異常というのが、多分立ち眩みするんだということで、局長へ現在の状況を報告されている中でのことで、病名としては規律性低血圧ということですが、それと腎肝機能を中心とした体力減衰のためということは、聞いておりますのは腎肝機能での検査、数値的には異常はないのですが、東洋医学針治療の先生から異常だと言われて

、そちらの方で加療中だということも聞いております。今議運の中で決められるのであれば、そうして決めていただければと思います。

委員長        そうしたら他の議会の方も調査していただいて、そして議運の方で審査していくということで留めさせてもらったらどうですか。

（ 委員了承 ）

野呂委員        病気の場合は扱いの問題だけであって、議会が非難されるのは意識的に何もないのに悪い事して議会に出てこなかったり、逮捕されていても報酬をもらっていたりという、そのような一定の調査をせないかと思う。長期で1年間も休んだら広報でもコメントを出さないといけない場合も出てくる。

委員長        次に、12月3日の本会議で村中議員の件について議長の方からお聞きしておりますが、議長の方でご意見があれば。

議 長        先ほどの先例と慣行の中の慶弔規程の中で、追悼の挨拶ということで、現職議員が逝去されて、黙祷を行った後、議長は追悼の挨拶を行うというようになっておりまして、最近の例では宮崎議長が亡くなられたときですが、当時の議事録を見ますと、当時の副議長であった梶川議員が本会議では簡単に追悼の挨拶を行ったのですが、何か遺族の方も傍聴席においでやったし、そこからも発言もあったように思う。それが本会議中でなく本会議場でされたと記憶しているのですが。

野呂委員        宮崎さんの時は遺族から申し入れがあって、皆さんにお礼を申し上げたいということで、開会までにやったということです。

議長　もしそういう申し入れがあつて、そうしようということがあれば開会までに傍聴席からお礼を言っていただく・・・

委員長　今、議長の方から開会までに申し入れがあればしていただくと、申し出がなければ我々議員の仲間で黙祷をするということによろしいですか。

( 委員了承 )

委員長　それではそういうことでお願いしたいと思います。  
次に、委員さんの方で何かございましたらお聞きしたい思います。

野呂委員　視察の時の問題なのですが、その時の事務局の仕事について疑問に思ったことがありますので申し上げたいと思うのですが、今回事務局は2人ついていっているわけですね。事務局がついて私たちの視察の目的を達成するということと、無事に事故なく帰ってくるということ。そのサポートをきちっとすることが大事だと思うのです。そのためには事務局は万全の気配りをする必要がある。で、今度亡くなった村中議員も都市基盤の委員長でしたけれども、石川県の方へ行った。私たちが食事を終わって、その後、パチンコとカラオケと2手に分かれたのですが、村中議員はしんどいということをしたと思う。それで自室へ戻ったということですね。その時に事務局の2人はカラオケスナックへ行ったのですが、もしあの時に村中議員が今みたいな状況になっていたら、大醜態になっていたと思うわけです。恐らくあの時に心臓が悪かったと思う。だからあんだけしんどかったから彼は行かなかったと思う。そういうときに事務局としてはそういう状況を把握して、きちっと各議員に知らせておくと、どういふようなことが起こるか分からないから、そういう配慮が必要なのではないかと思う。今回の村中さんの亡くなったこと

について、そういう具合に感じたのです。

それから事務局はたとえば仕事が終わって、食事して自由時間になると、そういう点では確かに議員はリラックスした気分になりますね。だから遊びというか、カラオケなんかに行ったりしますが、そのことについては楽しくやればよいと思うのですが、ただ議員以上に事務局は酔っぱらうなど、何かがあったら具合悪いわけです。これは新聞等であるけれど、よそでも議員が酔っぱらって喧嘩したりして新聞に載ることがある。前の福井局長の時も酒癖が悪かった。喧嘩して帰ってしまった議員もいるし。そういうことになって公になった場合具合悪いと、これは特に新しい議員なんかにも教えていく必要があると思う。そういう点で今回中川議員が一緒に行って、事務局の若い女の子に対しての振る舞いが冷や冷やするというようなそういうことが起こった場合、それがまたセクハラということになれば、これはよっぽど注意しないと大ごとになると思う。その辺について今回2人行っているのだから、新しい職員を教育するというので、局長は行っていたと思う。局長自身は酔っぱらってしまうし、これは逆だと思う。それで若い事務職員に足ふらついて助けてもらわないと歩けないという状況というのはもってのほかやと、そういうことについては若い職員に視察というものはこういうことをせないかんという基本をたたみ込むということをしないといけないと思う。議員でもいろいろ不埒な行いをすることがあるけれど、その時酔っぱらっていたら助けもできないから、身体張ってでもそういうものを阻止するという気概がないと阻止できないと思う。そういうことも含めて、村中議員が死んでからいろいろ今回のことを考えるにつけてそういう具合に思ったのです。ひとつ議長の方から私ども議員の振る舞いも含めて事務局の任務は何であるか考えてほしいと思う。

それともう一つ、これは提案なんですが、議員の会議の時は各委員会でも議員の出席は白板に書いてあるので出席状況は分かりますが、ところが事務局職員の出席状況は曖昧になっていると思う。事務局の白板を

作って書いてはっきりしてもらった方がいい。私らが来ても職員の状況がはっきり掴めるので、誰が来ても分かるようにそういう措置をしてもられないかと思う。

それと、議会事務局職員は全議員と公平に付き合っていく、こんなことはないと思うけど、一部の議員と飲み食いを一緒にするとか、そういうことについては極力誤解を受けないように身の処し方をするということをしてほしいと思う。全議員が議会活動を気持ちよくやるということが一番肝要なことだと思う。事務局はそういう点では全てに渡って公平であるという振る舞いをしてほしいと思います。

以上が今回の件で感じたことですが、議長と議運の委員長でその善処方をお願いしたいと思う。

委員長

野呂さんの意見の中で視察に対しての議会事務局の対応に対しては、議長の方から議員のあり方、事務局のあり方というものを十分に言っていただき、また事務局職員の状況についても対応をお願いしておきたいと思う。また先ほど言われたように事務局の議員に対する公平さも欠いておるのではないかという感じをとっておられますので、これも今後誤解を受けないような対応をしていただきたいと思う。

議長

委員長もおっしゃっていただいているように、極力事務局長に注意をします。それと事務局員の出席状況の件ですが、建設課とか行けば職員がどこへ出張しているとかいう白板がありますね。そういうものも早急に設置してもらえるように申し入れをしたいと思います。

視察の状況についても他の議員さんからも注意を促すようにもと聞いておりましたし、今回のことについては反省していると思います。

万里川委員

議会事務局が後輩を育成するために連れて行かれた割には対応がまずかったとだろうと思います。バスでの視察、電車での視察ということで

、教えるためにはちょっと手抜きをされてたのではないかと思います。私自身が一番気になっていたのは、視察に間に合うかどうかということの中で、2班に分かれての視察でしたが、2つに分かれて食事の後喫茶店に入ったメンバー、そして外で待ってらっしゃったメンバー、そこには野呂さんや山本委員長や松田さんが待ってらっしゃいました。私は喫茶店に入りましたけれど、やはり議会事務局2人おられるのだったら、2人とも喫茶店に入ってしまうというのはちょっと私自身心苦しかったと違うのかなと思うのですが。それはそれでいいとしてタクシーに乗って行かれる段階においても、予約をされていなかったということでバタバタバタバタしたような記憶をしております。たまたま1時というのを早くなりそうだということで、10分前に行きますということで局長が相手に連絡をされて、タクシーがそこになかったから、その連絡の関わりの中で10分前でなく、55分ぐらいについたと思うのですね。元々の1時には間に合ったとしてもそこにやはり不安を抱かせた。そしてそこに新しい職員を指導する意味では手のうち方というものもきちっと教えられていた方が良かったのではないかと思います。

それと両方とも同じように都市基盤と総務行かせていただいておりますが、今も野呂さんが言われたように、部屋番号をどちらの方にも聞かせていただいておりますませんでした。やはりもし自分自身が具合悪いことがあったときに局長なりに連絡出来得ないということのないように、何かあったときには自分の部屋はここでございますということで、部屋番号ぐらいは教えて対応していただきたいと併せてお願いをしておきます。

議 長

私も総務委員として視察に行きましたが、喫茶店、タクシー云々については起こり得ることやったし、それに対処された2人がチームワークを発揮されて無事に視察できたということに関しては私は感謝しています。それと部屋の番号は、覚えていなかったけど言われていたように思

います。新職員を同行したということについては、私の方からも初めての職員に視察の目的達成のため指導するというので、そしたら2人で参加してくれとそのように私からもお願いしました。野呂委員がおっしゃっている事務局の気配りという点については十分に気を付けていただきたいと思います。

委員長 先ほども申し上げましたように、考えがみんな違う故に、また議員も慎む、事務局も慎むということで、議長の方からまた私の方から注意を申し上げておきたいと思います。

萬里川委員 個人的なことで申し訳ございませんが、多分議長からも言ってもらっていると思いますが、総務常任委員会の視察の帰りに、11月12日に私は防災訓練に車中で局長にお願いをいたしました。明日が土曜日なので行政側に伝えることが出来ないの、局長に防災訓練においでになりますかとお聞きしたときに、行きますよということだったので、私が行けないから伝えてとおいてほしいということをお願いいたしました。ところが、理事者側において萬里川さんが来てなかったけどどうなったのかということを知りました。私は局長に伝えていたから、聞いていただいていたと思っていたのですが、そしたら局長もいかれると聞いていたけど、来ていなかったということを知りまして、せめて伝えていたことだったから、せめて総務部長や議長ぐらいには連絡しておいていただけたらよかったですと思います。私はお願いしたつもりだったので、この辺の一人一人の議員に係わって、お願いしたことは伝えていただきたいと思いましたので、同じように16人の議員に対しての対応をお願いしたいと思います。

議長 議運の皆さんに相談したいことがあります。村中議員が亡くなられて、委員会条例の定数の中で、議員が1名欠員になるということですが、

それについて特別委員、村中委員は都市基盤整備特別委員会の委員長でもありましたし、広報発行対策特別委員会でも委員さんでありました。そういうことで、私としては補充をお願いしたいと思います。両方とも松村議員が特別委員におられますし、補充していただければありがたいと思いますので、皆さんに審議していただきたいと思います。

それと、私ども議会運営委員会でこうして話をさせてもらってから、担当の厚生委員会に話をするのが筋だと思ったのですが、先走って喜多委員長に厚生委員で検討してもらえないかという話をしております。そのことについては申し訳ないと思っておりますが、議運で審議していただけたらと思います。

委員長 議長から申し出がありましたように、特別委員会の村中議員の後にどこから持ってくるかということでございますが、その点どうですか。

議長 内規では厚生になるから、誰かおりませんかということをお伝えしています。委員長からは、厚生のメンバーからの人選を聞いています。一応本会議場に出さないといけませんから。

そうしたら、厚生委員長から報告を受けているので、私の方から報告させていただきます。都市基盤整備特別委員会には喜多委員長、それから広報発行対策特別委員会には里川委員ということで報告を受けております。これは議長報告ということで、本会議で諮らせていただきますのでよろしくお願ひします。これは委員会での話になりますので委員が参加されてから委員長を互選していただきたいと思います。

それから厚生常任委員会なんですけど4名になると、委員会の振り分けは来年のそのときの全協で審議してもらわないといけないのですが、今総務6、建設5、厚生4となっており、バランスを考えていったら、総務から厚生へ所属替えということが出来ないのかなと調べてみたら、委員からの申し出があれば可能だということになっていますので、常任委員

会のバランスを考えて誰か行ってもらうか、なかったらなかったでいいのですが。

木田委員 今回これでいいとのと違いますか。総務で役されていて、またそこで替えたりせんとはいけませんので。

議長 おっしゃっているとおりで総務委員の中で、委員になっていないものは松田委員と私です。

野呂委員 今変えてもあまり意味がない。

委員長 特別委員会の方は人選が出来て、これで了解が得られた。これを了として決めさせていただいた。常任委員会の方は賛否がありますが、どうですか。

(このままでいいという意見あり)

委員長 議長そういうことで、このままで行くという判断をさせていただきましたので、それでやっていただければありがたいと思います。

そしたら、今日皆さんの方で決めていただいた付議議案等を全協で報告させていただいて了承をいただきたいと思います。

事務局長 昨日受付いたしまして、まだ十分な決裁は途中でございますが、全国町村議会共通議員章と規定の一部ということで、今現在お使いになっておられる議員章の真ん中の議という文字が、今まで銀色でありましたのが金に変わるということの改正です。これが、来年1月1日より施行ということなのですが、現在お使いになられている議員章につきましても平成17年12月31日まで対応できるということになっておりますの

で、こちらからのお願いということで、せめて15年の改選まで現在の議員章をお使いいただきたいと思っております。もし今年度購入ということになりますと、このことにつきまして1つ4,300円ということでもありますので、町長の方へ予算流用もしていかなければならないと思っております。

委員長 一応平成15年の改選までこのままで行くということですね。

野呂委員 4月から行けるように新年度の予算に組んだらいいと思う。

木田委員 ちゃんとバッチ付けてくるのやったらいいけれど、付けてこない人もあるので、それやったら15年でもいいのと違いますか。このままで行ったらいいと思う。

野呂委員 全協で諮ったらどうか。

事務局長 新年度からという言葉もいただいておりますが、この分につきましてはまとめて注文をいたしますので、11月30日までに申し込むという形になります。そうなりますと、13年度の予算になると思います。その辺のところ新年度の予算で支払っているのかどうか確認はしていませんが、申し込みはそうになっております。また、4年に1度の議員章の配布ということになっておりますので、次に議員章を配布いたしますと、また15年に配布という形になってまいりますので、その辺ご無理いただけないかという考えを持っております。

議長 こういう案内が来ているということで、みんなに言ってもらって、もし要る人は私費で申し込んでいただくよう報告させてもらったらどうですか。

萬里川委員 　また改選までに全議員の勉強会などに檀原に行ったりしますよね。私はこれもあわせて他ではどうされているのかということも聞いていただけたらと思います。もし他の議員さんたちが生駒郡で新しいものにしていて、経費節減ということもありますが、みんながそれをしていて、自分とかが配慮がなかったのかということにならないことも踏まえて聞いていただきたいと思います。

委員長 　いろいろあると思いますが、次の改選までということで、今回はこのままいったらどうですか。

議長 　萬里川委員がおっしゃるように、やっぱりこれから研修会もある時に、斑鳩だけ前のバッチのまま、他は変えているところがたくさんあると思う。そのときは改選時までしかバッチが購入できないねんと言って笑ったかな仕方ないなと思っておりましたが、今萬里川委員が言ってもらえるように、是非とも今年補正でも組んで購入してもらおうと、そういうことで議運の中で決めてもらえたら議長としてありがたいと思う。

萬里川委員 　一度聞いていただいて、他の7か町も同じように我慢してもらったというなら、それでいいのと違いますか。

委員長 　それでは他の議会との兼ね合いも含めて、全協で諮らせていただきます。

これを持って議会運営委員会を終わらせていただきます。

(午前11時25分)

\_\_\_\_\_